

平成18年5月12日

各位

会社名 日本精線株式会社  
代表者名 代表取締役社長 浅香 文昭  
(コード番号 5659 東証・大証第1部)  
問合せ先 常務取締役総務部長 藤平 芳昭  
TEL 06-6222-5431

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の当社取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第76期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款を変更するものであります。

- (1) 単元未満株式を保有する株主の権利を相当の範囲に制限し、明確化するものであります。(変更案第10条)
- (2) 株主総会の招集地に係る制限が廃止されましたが、株主総会が、株主の皆様にとり引き続き合理的で分かりやすい地域において開催されるよう招集地に係る規定を変更するものであります。(変更案第14条)
- (3) 株主総会における代理人の議決権行使について、代理人の数を定めるものであります。(変更案第18条)
- (4) 株主総会においてより充実した情報提供を可能にするため、株主総会参考書類等の一部をインターネットを用いて開示できるようにするものであります。(変更案第20条)
- (5) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるようにするものであります。(変更案第31条)
- (6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設・条数の繰り下げなど、また、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および <u>取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>取締役会</u></li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. <u>会計監査人</u></li></ol>
<p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は<u>大阪市</u> <u>において発行する日本経済新聞</u>に掲載する。</p>	<p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告は<u>日本経済</u> <u>新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 5 条 (会社の発行する株式の総数) 当社の 発行する株式の総数は <u>8,280 万株</u> とする。<u>ただし、株式の消却が行わ</u> <u>れた場合は、これに相当する株式数</u> <u>を減ずる。</u></p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可 能株式総数は、<u>8,280 万株</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 7 条 (株券の発行) 当社は、株式に係る <u>株券を発行する。</u></p>
<p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第</u> <u>211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定によ り、<u>取締役会の決議をもって自己株</u> <u>式を買受けることができる。</u></p>	<p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社</u> <u>法第 165 条第 2 項</u>の規定により、<u>取</u> <u>締役会の決議によって市場取引等に</u> <u>より自己の株式を取得することがで</u> <u>きる。</u></p>
<p>第 7 条 (1 単元の株式の数および単元未満株 券の不発行) 当社の <u>1 単元の株式</u> <u>の数は 1,000 株</u>とする。 当社は、<u>1 単元の株式の数に満た</u> <u>ない株式 (以下「単元未満株式」と</u> <u>いう。)</u>に係る株券を発行しない。</p>	<p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不 発行) 当社の <u>単元株式数</u>は 1,000 株とする。 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、</u> <u>単元未満株式に係る株券を発行</u> <u>しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるとこ</u> <u>ろについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 (新 設)	変 更 案
<p>第 8 条 (株式取扱規程) 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱ならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 9 条 (株式名義書換代理人) 当社の株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 10 条 (株主および実質株主等の住所および氏名の届出) 株主および実質株主、質権者またはその代理人は住所および氏名ならびに印鑑を当社所定の名義書換代理人に届出なければならない。</p>	<p>第 10 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 11 条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 12 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 13 条 (株主等の住所および氏名の届出) 株主、質権者またはその代理人は、住所および氏名ならびに印鑑を当社所定の株主名簿管理人に届出なければならない。</p>

現 行	変 更 案 (削 除)
<p><u>第 11 条 (基準日) 当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主および実質株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項その他定款に別段の定めある場合を除くほか、必要ある場合には取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p><u>第 12 条 (招集) 当社の株主総会は定時および臨時の 2 種とし、定時株主総会は毎決算期の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。</u> <u>株主総会は、本店の所在地または隣接する地のほか大阪府枚方市においてこれを招集することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>第 13 条 (株主総会の議長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序によって他の取締役がこれに代る。</u></p> <p><u>第 14 条 (株主総会の決議方法) 株主総会の決議は法令またはこの定款に別段の定めある場合のほかは、出席した株主および実質株主の議決権の過半数によってこれを決する。</u> <u>商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上によってこれを決する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p><u>第 14 条 (招集) 当社の株主総会は定時および臨時の 2 種とし、定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。</u> <u>株主総会は、大阪府大阪市または大阪府枚方市においてこれを開催する。</u></p> <p><u>第 15 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>第 16 条 (議長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは取締役会であらかじめ定めた順序によって他の取締役がこれに代る。</u></p> <p><u>第 17 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>

現 行	変 更 案
<p><u>第 15 条</u>（議決権の代理行使）<u>株主および実質株主は、当会社の議決権を有する他の株主および実質株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> <u>株主および実質株主またはその代理人は当会社にその権限を証する書面を提出しなければならない。</u></p>	<p><u>第 18 条</u>（議決権の代理行使）<u>株主は、当該株主総会において議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>第 16 条</u>           （省 略）                            （新 設）</p>	<p><u>第 19 条</u>           （現行第 16 条どおり）</p>
<p><u>第 17 条</u>（議事録）<u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印し、作成の日から 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</u></p>	<p><u>第 20 条</u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p><u>第 17 条</u>（議事録）<u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印し、作成の日から 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</u></p>	<p><u>第 21 条</u>（議事録）<u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p><u>第 18 条</u>（選任）<u>取締役は株主総会において選任する。</u> <u>取締役の選任の決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u> <u>取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。</u></p>	<p><u>第 22 条</u>（取締役の選任）<u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p>
<p><u>第 19 条</u>（員数）<u>当社の取締役は 3 名以上とする。</u></p>	<p><u>第 23 条</u>（取締役の員数）<u>当社の取締役は 3 名以上とする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>第 20 条 (任期) 取締役の任期は就任後 2 年 内の最終の決算期に関する定時株 主総会終結の時までとする。 補欠または増員により選任せられ たる取締役の任期は他の在任取締 役の残任期間と同一とする。</p>	<p>第 24 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、 選任後 2 年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。 補欠または増員として選任された 取締役の任期は、在任取締役の任期 の満了する時までとする。</p>
<p>第 21 条 (役付取締役) 取締役会の決議をも って取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締 役および常務取締役若干名を置くこ とができる。</p>	<p>第 25 条 (役付取締役) 取締役会の決議によ って、取締役会長 1 名、取締役社 長 1 名、取締役副社長、専務取締 役および常務取締役若干名を選定 することができる。</p>
<p>第 22 条 (代表取締役) 当社を代表する取 締役は取締役会の決議により前条 の取締役の中からこれを定める。代 表取締役は各自会社を代表する。</p>	<p>第 26 条 (代表取締役) 代表取締役は、取締 役会の決議によって前条の取締 役の中から選定する。</p>
<p>第 23 条 (相談役および顧問) 当社に相談 役および顧問を置くことができる。 相談役および顧問は取締役会の決 議をもって委嘱する。</p>	<p>第 27 条 (相談役および顧問) 取締役会は、 その決議により相談役および顧問 を置くことができる。</p>
<p>第 24 条 (報酬および慰労金) 取締役の報酬 および慰労金は株主総会の決議を もって定める。</p>	<p>第 28 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、 賞与その他の職務執行の対価とし て当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株 主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 25 条 (議長) 取締役社長は取締役会の議 長となる。取締役社長事故あるとき は、取締役会の決議をもってあらか じめ定めた順序により他の取締役 がこれに当たる。</p>	<p>第 29 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めあ る場合を除き、取締役社長がこれ を招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役が取締 役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 26 条 (招集および細則) 取締役会の招集 は各取締役および各監査役対し て会日の 2 日前までに通知を發す ものとする。ただし、緊急の必要 あるときはこの限りでない。 取締役会の細目についての規定は 取締役会の定めるところによる。</p>	<p>第 30 条 (取締役会の招集および細則) 取締 役会の招集通知は、各取締役および 各監査役に対して会日の 2 日前ま でに發する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮するこ とができる。 取締役会の細目についての規定は、 法令または本定款のほか、取締 役会において定める取締役会規程に よる。</p>

現 行	変 更 案
<p><u>第 27 条（業務の執行）</u> 当社の業務の執行は取締役会が決定するものとする。</p>	<p>（削 除）</p>
<p><u>第 28 条（取締役会の決議の方法）</u> 取締役会の決議は取締役の過半数出席してその出席取締役の過半数によって決する。</p>	<p><u>第 31 条（取締役会の決議方法）</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p><u>第 29 条（議事録）</u> 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、作成の日から 10 年間本店に備え置く。</p>	<p><u>第 32 条（取締役会の議事録）</u> 取締役会の議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p><u>第 30 条（選任）</u> 監査役は株主総会において選任する。  監査役の選任の決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p>	<p><u>第 33 条（監査役を選任）</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p><u>第 31 条（員数）</u> 当社の監査役は 3 名以上とする。</p>	<p><u>第 34 条（監査役の員数）</u> 当社の監査役は 3 名以上とする。</p>
<p><u>第 32 条（任期）</u> 監査役の任期はその就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  補欠として選任せられたる監査役の任期は退任したる監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p><u>第 35 条（監査役の任期）</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行	変 更 案
<p>第 33 条 (常勤監査役) <u>監査役は互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>第 36 条 (常勤監査役) <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>
<p>第 34 条 (報酬および慰労金) <u>監査役の報酬および慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>第 37 条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 35 条 (招集および細則) <u>監査役会の招集は各監査役に対して会日の 2 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。</u> <u>監査役会の細目についての規定は監査役会の定めるところによる。</u></p>	<p>第 38 条 (監査役会の招集および細則) <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役会の細目についての規定は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第 36 条 (監査役会の決議の方法) <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 39 条 (監査役会の決議方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 37 条 (議事録) <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して出席した監査役がこれに記名押印し、作成の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p>第 40 条 (監査役会の議事録) <u>監査役会の議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 41 条 (会計監査人の選任) <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 42 条 (会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>前項の株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第6章</u> 計 算</p> <p><u>第38条</u>（<u>営業年度および決算期</u>）当社の営業年度は<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度の末日をもって決算を行う。</u></p> <p><u>第39条</u>（<u>配当支払株主の確定</u>）当社の利益配当金は<u>毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主および実質株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p><u>第40条</u>（<u>中間配当</u>）当社は取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主および実質株主または登録質権者に対し、中間配当（商法第293条ノ5に定める金銭の分配）をすることができる。</u></p> <p><u>第41条</u>（<u>配当金の支払期間</u>）<u>利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、会社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章</u> 計 算</p> <p><u>第43条</u>（<u>事業年度</u>）当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p><u>第44条</u>（<u>剰余金配当の基準日</u>）当社の剰余金の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>第45条</u>（<u>中間配当の基準日</u>）当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第46条</u>（<u>配当金の除斥期間</u>）<u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

以上